

おひさま発電モニターレンタル契約書（例）

国井システム開発株式会社（以下甲と言う）と お客様名（以下乙と言う）は機器レンタルについて次の通り契約を締結する。

第一条（目的・対象機器）

甲は、乙に対しおひさま発電モニター（以下本機器と言う）を貸付、乙はこれを借受ける。

対象機器

おひさま発電モニター（本体・接続ケーブル・CTセンサー・避雷タップ）

第二条（レンタル台数・代金）

レンタル台数： ○台

レンタル代金： ○○○, ○○○円

第三条（支払方法）

乙は、代金引き換えにより支払うものとする。

第四条（貸渡し時期・方法）

甲は、乙に対し本機器を次のレンタル期間までに郵送にて貸渡すものとする。

レンタル期間：平成○○年○○月○○日 ～ 平成○○年○○月○○日

第五条（返却時期・方法）

乙は、甲に対し本機器のレンタル期間満了後、直ちに次の期日までに郵送にて返却するものとする。

返却期日：レンタル期間満了の3日後

第六条（郵送料）

本契約内の郵送についての梱包・郵送料の費用は、各自送り主が負担するものとする。

第七条（管理責任）

引渡し後、本機器の管理は乙の責任とし、盗難・紛失・自然災害等による滅失、毀損、価値減少等は乙の負担とする。

第八条（返却機器の検査）

甲が、レンタル期間満了により返還を受けた本機器の検査を行い、乙過失による重大故障を発見した場合、その修理に要する費用は一切乙の負担とする。

第九条（分解の禁止）

甲は当機器の分解は禁止しております、蓋をあけた形跡がある場合、乙に対し機器の代金を請求できるものとする。

第十条（貸出し期間の修理保証）

甲は、本機器につき乙側の過失によらない自然の故障については無償の補修修理の義務を負う。この場合、乙が故障の機器を郵送し、甲は機器を速やかに修理し乙に郵送するものとする。

第十一条（機器の停止による保証）

甲は故障等で機器が停止した場合、貸出期間に対する停止期間の割合が5%を超えた場合、その割合分のレンタル代金を機器返却後に返金するものとする、乙は停止によるその他の損害は請求しないものとする。

第十二条（解約、契約延長）

契約の途中解約はできないものとする、乙が契約の延長を希望する場合、契約満了日までに次年分レンタル代金を銀行振込する事により期間延長とする。

第十三条（返却遅延）

甲は、乙が、第五条記載の期日に本機器返却を履行しなかった場合、購入したとみなし、機器の代金を請求できるものとする。

第十四条（その他協議）

この契約書に定めのない事項につき甲乙それぞれ疑義が生じた場合、甲乙協議し定めるものとする。

第十五条（管轄裁判所）

この契約に関し訴えの提起等紛議が生じ裁判となった場合は、甲の所在地にある裁判所を管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するために本証2通を作成し、甲乙各自署名押印の上各1通を保持する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲・住所 石川県羽咋市大川町北新19-3
氏名 国井システム開発株式会社
代表取締役 国井 陞

乙・住所 お客様住所
氏名 お客様名